

広島県中山間地域振興推進本部設置要綱

(設置)

第1条 広島県中山間地域振興条例（平成25年条例第44号）の規定に基づき、豊かで持続可能な中山間地域の実現に資する取組を推進していくため、広島県中山間地域振興推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中山間地域の振興に関する総合的な計画（以下「振興計画」という。）の策定及び改廃に関すること
- (2) 振興計画に基づく施策の推進に関すること
- (3) 振興計画に基づく事業の取りまとめに関すること
- (4) その他中山間地域振興のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部の円滑な運営に資するため、本部に政策スタッフを置く。政策スタッフは、座長及び構成員をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 政策スタッフの座長に事故あるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(本部員会議)

第4条 本部構成員による会議（以下「本部員会議」という。）は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じ、本部員会議に本部員以外の者を出席させることができる。
- 3 本部員会議は、必要に応じ、関係ある本部員のみで開催することができる。

(政策スタッフ会議)

第5条 政策スタッフによる会議（以下「政策スタッフ会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 政策スタッフ会議は、必要に応じ、政策スタッフ会議に構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 政策スタッフ会議は、必要に応じ、関係ある構成員のみで開催することができる。

(事務局)

第6条 本部に関する事務は、地域政策局過疎地域振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。

(別表1)

区 分	職
本 部 長	知 事
副本部長	副知事
本 部 員	会計管理者、危機管理監、総務局長、経営戦略審議官、地域政策局長、環境県民局長、健康福祉局長、商工労働局長、農林水産局長、土木局長、都市技術審議官、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長、東京事務所長

(別表2)

区 分	職
座 長	過疎地域振興課課長
構 成 員	会計総務課庶務GL、危機管理課危機政策GL、総務課経営戦略GL、人事課企画GL、行政管理課行政管理GL、財政課企画調査GL、広報課報道・戦略広報GL、研究開発課経営企画GL、地域政策総務課経営戦略GL、環境県民総務課経営戦略GL、健康福祉総務課経営戦略GL、商工労働総務課経営戦略GL、農林水産総務課経営戦略GL、土木総務課経営戦略GL、企業総務課経営戦略GL、県立病院課経営戦略GL、教育委員会総務課経営戦略係長、警察本部総務課企画係長、経営企画チーム職員